

新型インフルエンザワクチン Q&A

Q 季節性インフルエンザワクチンは
新型インフルエンザにも効果がある
のでしょうか？

A それぞれのワクチンはそれぞれのインフル
エンザにしか効果がないと考えられていま
す。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望す
る場合(特に高齢者は接種することが望ましい)は、
12月中旬頃までに接種をすることが望ましいとさ
れています。なお、国内産の新型インフルエンザ
ワクチンと、季節性インフルエンザワクチンを
同時に接種することは、医師が必要と認めた場合
に可能です。

Q 新型インフルエンザに感染した人で
も、新型インフルエンザワクチンの
接種が必要ですか？

A 一般的に、新型インフルエンザに感染して発
症した方は、免疫を持っていると考えられる
ため、予防接種をする必要はないと考えられます。
ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言
えるのは、専門の検査(PCR検査等)でウイルスの
確認が行われた方のみです。

Q 優先接種対象ではない人は接種でき
ないのですか？優先接種対象者は
新型インフルエンザワクチンを接種し
なくてはならないのですか？

A 優先的な接種対象以外の方々についても、
希望者が接種を受けられるようにする必要
はあると考えています。優先接種が終了次第、流行
の状況や接種の状況、供給量などを踏まえ、対応し
ていきます。また、優先接種対象者の方々は、必ず
接種しなければならないわけではありません。

Q 海外産と国内産は
何が異なるのですか？

A 海外で製造されたワクチンは、①現時点で
は国内での使用経験・実績がないこと、
②国内では使用経験のないアジュバント(免疫補助
剤)が使用されていること、③国内では使用経験のな
い細胞培養による製造法が用いられているものがあること(国内産は鶏卵培養による製造のみ)、④筋肉
への注射であること(国内産は皮下への注射)、
⑤小児に対しては用量が異なることなどが、国内で
製造されたワクチンと異なっています。今後、海外で
承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種
をはじめます。

上野村へき地診療所で接種を希望の方は、へき地診療所 5 9 - 2 0 3 4
に申し込んでください。

新型インフルエンザの相談は、上野村役場保健福祉課 5 9 - 2 3 0 9 へ

厚生労働省新型インフルエンザコールセンター(受付時間 10:00~18:00) **Tel.03-3501-9031**
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

新型インフルエンザ ワクチン接種について

■ 知っていただきたいこと、ご理解いただきたいこと

上野村

インフルエンザワクチンは症状が重くなったり、インフルエンザで亡くなったりするのを防ぐ
のに一定の効果が認められています。ただし、万能の解決策ではありません。また、その生産
量は世界的に見ても限られています。このパンフレットでは、そのワクチンの活用について、
ぜひ知っていただきたいこと、ご理解いただきたいことをまとめました。

今回の新型インフルエンザの特徴とは？

感染力は強いのですが、多くの患者さんは軽症のまま回復していますし、治療薬(タミフル・リレンザ)が有効
です。ただし、基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)のある人や妊婦さんは重症化する可能性があり、注意が必要です。

インフルエンザワクチンの接種の意義は？

今回の新型インフルエンザワクチンははじめて作るものですが、これまでのデータから、重症化や死亡の防止に
は一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種したからといって、かか
らないわけではありません。

インフルエンザワクチンの有効性・安全性は？

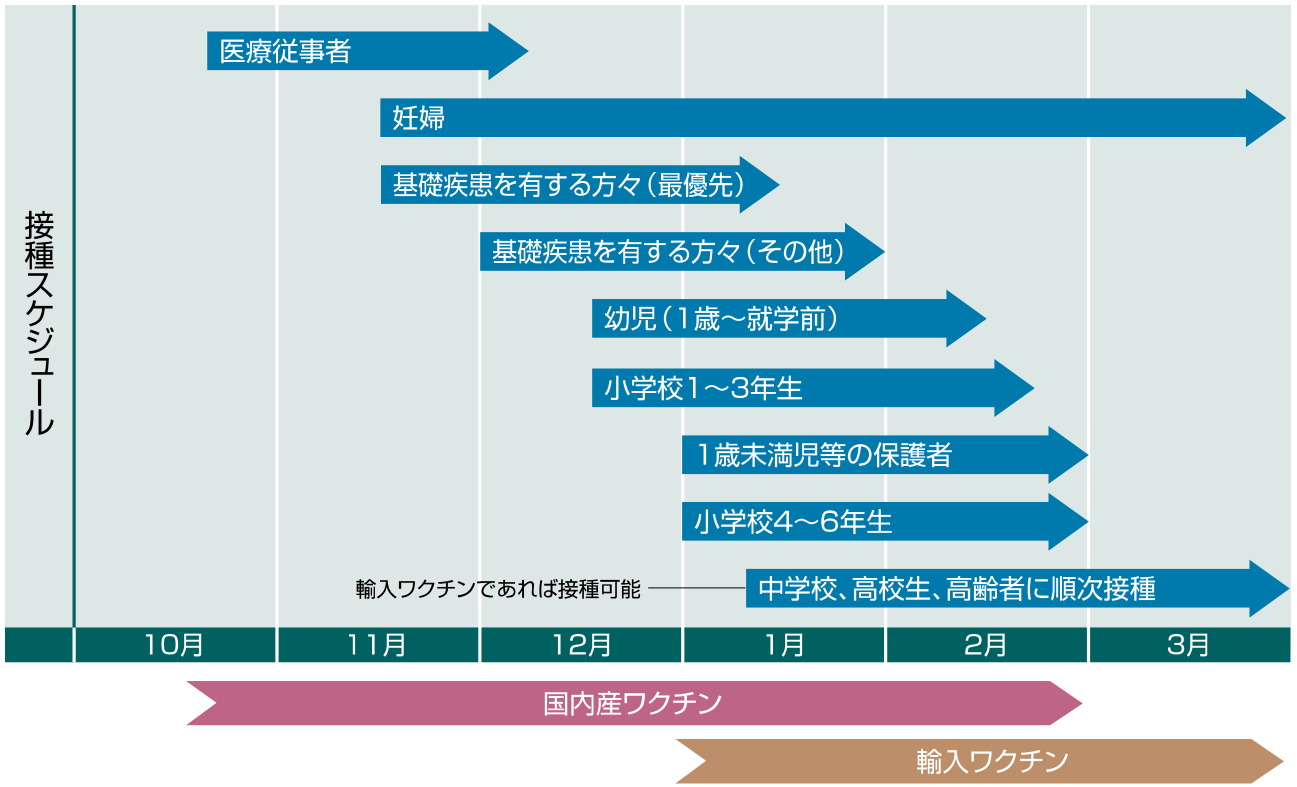
国内産のワクチンについては、安全性は長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられ、
有効性もある程度期待されます。輸入されるワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、様々
なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

ワクチン接種に当たっては効果とリスクを考慮してください

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、はれたり、熱が出るなど
の症状が出るケースもあり、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点を
ご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。そのための情報は行政
がすみやかに提供してまいります。

優先的に接種できる方々について.....

新型インフルエンザワクチンは、当面、数に限りがあるため、より必要性の高い方々が早く接種できるような工夫が求められます。そこで、ワクチンの重症化予防という効果をふまえ、以下のとおり優先的に接種できる方々と接種の標準的なスケジュールを決めさせていただきました。なお、このスケジュールは対象者全員が2回接種すると仮定した場合のものです。したがって、実際にはこのスケジュールは前倒しになることも考えられます。



※上記以外の方々への接種については、上記の方々への接種状況をふまえ、対応していきます。
※「基礎疾患を有する方々（最優先）」とは、とくに重症化のリスクが高い者として、一定の基準に該当すると医師が判断した者です。

接種場所について.....

上野村へき地診療所や小児科、産婦人科等の医療機関で受けられます。接種を行っていない医療機関もありますので保健福祉課にお問い合わせください。

接種費用について.....

接種費用は実費を徴収させていただきます。2回接種の場合、全国一律で1回目=3600円、2回目=2550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円）

なお、上野村は、費用負担の軽減を実施いたします。右上をご覧ください。

接種費用について 上野村

生保、村民税非課税世帯、1歳から中学生まで		無 料
妊婦、1歳未満児の保護者、65歳以上の高齢者		1回目、2回目 各1,000円
上記以外の者		1回目 3,600円 2回目 2,550円

接種の回数は、国において検討中です。接種の時に確認してください。
村外の医療機関で接種する場合は、全額窓口で支払って差額分について役場（保健福祉課）に請求してください。（領収書と口座情報が必要です。）

村民税非課税世帯については、証明書が必要となります。保健福祉課へ請求してください。

優先接種の対象者は、医療機関に問い合わせのうえ予約してください。接種を受けるときには、下記の書類を示してください。

優先的に接種できる基礎疾患は、次の疾患・状態の方です。次の疾患・状態でも優先接種の対象にならない疾患もあります。希望者は、早めに医療機関に相談してください。

- 慢性呼吸器疾患 ○慢性心疾患 ○慢性腎疾患 ○慢性肝疾患 ○神経疾患、神経筋疾患 ○血液疾患 ○糖尿病 ○疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- 小児科領域の慢性疾患

提示書類リスト	
①基礎疾患を有する方々	→「優先接種対象者証明書（かかりつけ医で発行）」 ※かかりつけ医で接種する場合は必要ない。
②妊婦	→「母子健康手帳」
③1歳から小学校3年生	→「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」
④1歳未満の小児の保護者	→「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」
⑤優先接種対象者の内、 身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	→「優先接種対象者証明書（①の場合と同じ）」、 「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」
⑥小学校4年生から高校生に相当する年齢の方々	→「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」
⑦65歳以上の方々	→「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」